

規制改革・民間開放集中受付月間において提出された全国規模の規制改革・民間開放要望への対応方針

平成 18 年 2 月 17 日
規制改革・民間開放推進本部

去る平成 17 年 10 月 17 日から 11 月 16 日までの間、「規制改革・民間開放集中受付月間」として、全国規模で実施すべき規制改革・民間開放に関する要望を募集したところ、民間事業者や地方公共団体等から 636 項目の要望が寄せられた。

政府において、提出された要望を検討した結果、別表に掲げる規制改革事項を全国規模で実施することとする。

これらの事項については、本年度末に再改定される予定の「規制改革・民間開放推進 3 か年計画」(閣議決定)に反映し、確実な実施を図るものとする。

番号	規制改革事項	根拠法令等	規制改革の内容	実施時期等	所管省庁
1	在留資格「定住者」により我が国に入国しようとする日系人への徴求事項の追加	出入国管理及び難民認定法 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第2の定住者の項の下欄に掲げる地位を定める件(平成2年法務省告示第132号)	国民の安心・安全を図る観点より、「日本人の子として出生した者の実子」(いわゆる日系2世)、「日本人の子として出生した者でかつて日本国民として本邦に本籍を有したことがあるものの実子の実子」(いわゆる日系3世)であれば、その他の要件を課すことなく入国を許可する現状を改める内容で法務省告示を改正する。	平成18年度中措置	法務省
2	海外企業と我が国企業との契約に基づき入国する専門的・技術的分野の外国人に対する安定的地位の付与	出入国管理及び難民認定法	「研究」、「技術」、「人文知識・国際業務」、「技能」の在留資格を得るためには、「(外国人本人と)本邦の公私の機関との契約」が必要となること、外形上の契約当事者が「海外企業と本邦の公私の機関」であっても、その内容において外国人本人と本邦の公私の機関との間の契約が成立していることが確認でき、かつ、これらの在留資格に係る他の要件に適合するのであれば、入国・在留が可能である旨、改めて周知する。なお、ここで言う契約からは業として行う労働者供給契約を除き、労働契約を指すものとする。	平成18年度中措置	法務省
3	韓国人に対する短期滞在査証の免除	出入国管理及び難民認定法第6条 外務省設置法第4条第13項	韓国人が日本へ入国する際の短期滞在査証免除措置については、平成18年2月28日まで暫定的に実施しているところ、3月1日以降、期間限定なしに実施する。	平成18年3月1日措置	外務省
4	日本司法支援センター電話相談業務の民間開放	総合法律支援法	平成18年に設置予定の日本司法支援センターに係る電話相談業務について、民間委託方式を積極的に活用するなどの効率的業務遂行を図るよう所要の措置を講ずる。	平成18年度中措置	法務省
5	限定責任信託の創設	信託法	受託者の有限責任性を原則とする新たな信託の類型として、限定責任信託を創設する。	平成17年度法案提出	法務省

番号	規制改革事項	根拠法令等	規制改革の内容	実施時期等	所管省庁
6	信託受益権の有価証券化	信託法	信託行為の定めに基づき、信託受益権について有価証券を発行することを可能とする。	平成17年度法案提出	法務省
7	受益者の定めのない信託の実現	信託法	有効期間を超えて存続できないものとする等、所要の規定を整備した上で、公益信託以外についても受益者の定めのない信託を有効とする。	平成17年度法案提出	法務省
8	委託者と受託者が同一である信託の実現	信託法第1条	一定の要件を整備した上で、委託者と受託者が同一である信託を設定することを可能とする。	平成17年度法案提出	法務省
9	信託の解除要件の見直し	信託法第58条	信託の解除として第58条に規定されている「受益者が信託利益の全部を享受する場合」という要件について、所定の見直しを行う。	平成17年度法案提出	法務省
10	信託契約の効力発生時における債務の引き受け	信託法第1条	信託契約の効力が生じる時点において、委託者となる者が第三者に対して負担している債務を、受託者となる者が、信託財産を引当てとする債務として引き受けことが可能であることを明確にする。	平成17年度法案提出	法務省

番号	規制改革事項	根拠法令等	規制改革の内容	実施時期等	所管省庁
11	未公開会社(株式譲渡制限会社)が特定の株主から自己株式を取得する際に他の株主が買取を請求できる期間の延長	商法第210条第7項(会社法第160条第2項、第3項)	会社法に基づく法務省令である会社法施行規則29条において、他の株主が自らを売主とする旨の議案の追加の請求時期について、原則として株主総会の日の5日前としながらも、定款でこれを下回る期間を定めることができる旨の規定を設けており、各会社において、自らの適切な判断により議案の追加の請求時期を定めることができることとする。	平成18年度中措置	法務省
12	銀行による優先株の保有規制の緩和	銀行法第16条の3 銀行法施行規則第17条の6	企業再建を目的として取得した優先株の普通株への転換を行う場合に、承認制の下で議決権保有制限(5%ルール)の適用除外とすることについては、議決権取得制限の趣旨を踏まえ検討を行っているところであり、措置する方向で平成17年度中に結論を得る。	平成18年度中措置	金融庁
13	子会社等による法人向け債権への保証業務の解禁	金融監督庁・大蔵省告示第9号(平成10年11月24日)第1条 主要行等向けの総合的な監督指針(平成17年10月28日) -3-3-1(3)	銀行等のグループ内の信用保証会社に係る業務制限(事業性ローンの取扱い禁止)を撤廃する。 その際、銀行等の経営の健全性の観点や、グループとしてのリスク管理の適切性の観点等を踏まえ、グループ内の銀行等の事業性ローンに係る保証は(禁止を含め)別途の取扱いとすることについて検討する。	平成18年度までに措置	金融庁
14	員外貸出先の拡充	信金法第53条第2項 信金法施行令第8条	PFI事業に係る貸出を信用金庫の員外貸出として認める。	平成18年度中措置	金融庁
15	前払式証票発行における発行保証金の供託に代わる保全契約対象先範囲の拡大	前払式証票の規制等に関する法律第13条第2項 前払式証票の規制等に関する法律施行令第9条第2項第1号 前払式証票の規制等に関する法律施行規則第16条	前払式証票発行に伴う発行保証金の供託に代わる保全契約の相手方金融機関に農協及び信連を追加する。	平成18年度中措置	金融庁

番号	規制改革事項	根拠法令等	規制改革の内容	実施時期等	所管省庁
16	営業用不動産の有効活用に関する判断基準の周知徹底	中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 針 - 2 - 2	平成17年6月30日に「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」が改正され、金融機関が事業用不動産の貸付等を行う際の判断基準の明確化を行ったところであるが、地域金融機関による事業用不動産の有効活用を図る観点から、その改正内容について担当部局への更なる周知徹底を図る。	平成18年度中措置	金融庁
17	信用金庫による独立行政法人への貸付に係る規制緩和	信用金庫法第53条第2項 信用金庫法施行令第8条第1項第5号	独立行政法人に対する貸出を信用金庫の員外貸出として認める。	平成18年度中措置	金融庁
18	その他金融業を行う者の資金の貸付(住宅ローン)の代理業務に係る規制の緩和	金融庁告示第20号(平成16年4月1日)	代理店契約書に定められた施設以外の場所において契約締結の代理業務を行うことを認めるかどうかについて、銀行法等の一部を改正する法律の施行に伴う政省令改正の中で代理店規制の見直しの内容を踏まえ措置する方向で結論を得る。	平成18年度中措置	金融庁
19	機械類信用保険付債権の譲渡の容認	中小企業金融公庫法附則第7項 中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律附則第8条第1項 機械類信用保険法第3条の2、第8条2項、第9条第2項、第11条	債権譲渡の可否も含めた適切な債権管理の在り方、整理措置の導入について、既存の債権管理スキームとの整合性も考慮しつつ検討を行い、結論を得た上で、平成18年度中に措置を行う。	平成17年度結論 平成18年度措置	経済産業省
20	異業種(ノンバンク等)ATMにおける貸付業務の解禁	銀行法施行規則第13条6の4	異業種(ノンバンク等)ATMにおける貸付業務を解禁する。	平成18年度中措置	金融庁

番号	規制改革事項	根拠法令等	規制改革の内容	実施時期等	所管省庁
21	地方公共団体の保有する財産の流動化、証券化を目的とした信託の容認	地方自治法第237条、第238条の4及び第238条の5	地方公共団体が所有する有価証券の信託を可能とすべく、地方自治法の改正法案を平成18年通常国会に提出する。	平成17年度中に法案提出	総務省
22	国立大学法人の資金調達に係る規制緩和	国立大学法人法第33条 国立大学法人法施行令第8条	国立大学法人が行うことができる長期借入金の対象範囲を拡大するとともに、認可の具体的な運用の在り方について今後適切に対応する。	平成17年度中措置	文部科学省
23	違法ドラッグ対策の推進	麻薬及び向精神薬取締法	違法ドラッグ3物質の麻薬指定を行うとともに、違法ドラッグ対策の規制強化を行う。	麻薬指定については平成17年度中措置、規制強化については平成18年通常国会に法案提出	厚生労働省
24	確定拠出年金規約の変更に係る規制緩和	確定拠出年金法第6条第2項 確定拠出年金法施行規則第5条第2項	確定拠出年金規約において、運営管理機関等そのものの変更を伴わず、単に名称の変更がなされる場合、住所の変更と同様に、特に軽微な変更当該するものとして、労働組合等の同意を不要とする。	平成17年度中措置	厚生労働省
25	通信販売酒類小売業免許の規制緩和	酒税法第10条第11号、第11条第1項 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達(平成11年国税庁長官通達)第10条第11号関係、第11条第1項関係	通信販売酒類小売業免許において取り扱うことができる酒類の対象品目について、課税移出数量の条件の緩和等を内容とした「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達の一部改正(案)」のパブリックコメントの結果を踏まえ、所要の措置を講ずる。	平成18年度中措置	財務省

番号	規制改革事項	根拠法令等	規制改革の内容	実施時期等	所管省庁
26	大型店舗酒類小売業免許の規制緩和	酒税法第10条第11号、第11条 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達(平成11年国税庁長官通達)第10条第11号関係、第11条第1項関係	大型店舗酒類小売業免許について、一般酒類小売業免許への統合により販売制限の特例措置等を廃止すること等を内容とした「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達の一部改正(案)」のパブリックコメントの結果を踏まえ、所要の措置を講ずる。	平成18年度中措置	財務省
27	電気主任技術者の外部委託制度の審査基準の周知徹底	電気事業法 第43条第1項 電気事業法施行規則第52条第2項、第52条の2、第53条第1項・第2項 主任技術者制度の解釈及び運用(内規)3	保安管理業務のみを営む法人については、役員を従業員同様とみなし保安管理業務従事者とする、保安管理業務以外の業務も営む法人については、保安管理業務専任の役員を従業員同様とみなし保安管理業務従事者とする事も認めていることについて周知を図る。	平成17年度中措置	経済産業省
28	国の庁舎等の行政財産における余剰スペースへの貸付制度の導入等	国有財産法第18条 「国の庁舎等の使用又は収益を許可する場合の取扱いの基準について」(昭和33年蔵管第1号)	国の庁舎等の行政財産における余剰部分を民間等に貸し付けることができるようにするなど所要の措置を講ずる。	平成17年度中に 法案提出	財務省
29	地方公共団体の行政財産に対する制限の緩和	地方自治法	地方公共団体の庁舎等の行政財産における余剰部分を民間等に貸し付けることができるようにするなど所要の措置を講ずる。	平成17年度中に 法案提出	総務省
30	駐車場法における「自動車」の定義の範囲拡大	駐車場法第2条	駐車場法における「自動車」の定義の範囲拡大については、現在国土交通省が実施している規制改革の総点検の成果を踏まえ、自動二輪車の駐車場の整備を促進するため、駐車場法の「自動車」の定義に大型自動二輪車及び普通自動二輪車を含める。	平成17年度中に 法案提出	国土交通省

番号	規制改革事項	根拠法令等	規制改革の内容	実施時期等	所管省庁
31	自動車登録事項等の請求・交付の電子化等	道路運送車両法第22条	自動車の登録情報の提供については、現在国土交通省が実施している規制改革の総点検の成果を踏まえ、十分な個人情報保護対策を講じつつ、現在行っている書面(登録事項等証明書)の交付に加え、電子閲覧等の電子的な提供を図るための制度を創設する。	平成17年度中に 法案提出	国土交通省
32	レンタカーに係る有償貸渡許可の申請書式の統一化	道路運送法第80条第2項	運輸支局ごとに異なるレンタカーに係る有償貸渡許可の申請書式については、現在国土交通省が実施している規制改革の総点検の成果を踏まえ、全国で統一化する。	平成17年度中措置	国土交通省
33	廃棄物処理法に係る許可手続きの簡素化・電子化	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項及び第6項 同法施行規則第9条の2及び第10条の4 同法第15条第1項 同法施行規則第11条	廃棄物処理法上の許可情報等の地方公共団体間の共有や許可手続きの電子化等について、事業者や地方公共団体の意見も踏まえつつ、電子化に向けた取組みを開始する。	平成18年度中措置	環境省
34	保安法令に係る許認可事務手続きの簡素化・検査方法の合理化	消防法 労働安全衛生法 高圧ガス保安法 石油コンビナート等災害防止法	許認可手続きの簡素化・検査方法の合理化については、「石油コンビナートに係る保安四法の合理化・整合化促進に関する実務者検討委員会」において検討されたが、再度、経済産業省、厚生労働省、消防庁において、石油精製事業者を交えて検討し、更なる合理化・簡素化について結論を得るとともに、それについて、周知徹底を図る。	平成18年度中措置	総務省・厚生労働省・経済産業省